

2013 年 3 月初版
2014 年 9 月改定第 2 版
2019 年 1 月改定第 3 版
2020 年 11 月 10 日改定第 4 版

1, 京都聖母学院小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校が最も大切にしているのはカトリック精神に基づいた「心の教育」である。その柱となるのが「自己と他者を大切にする心」である。つまり、「自分を大切にすると共に他者(友達)も大切にする心」「他者(友達)が困っているときには進んで手を差し伸べる心」である。

これらは、私たちが普段の学校生活のすべての場面で児童に指導していることである。そして、「いじめ」は、この心(自己と他者を大切にする心)に全く反することである。また、友達がいじめられているのを見ても全く無関心でいることも、私たちが育てようとしている態度ではない。

これまでも指導してきたことであり、これからもより細やかな指導を続けていく。

(1) 目的

いじめとは児童に対して学校において一定の関係にある児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童は心身の苦痛を感じている。ただ、学校生活の中ではすべての子どもが「いじめ」の被害者にも加害者にもなりうるものである。職員が一丸となっていじめを防止し、早期発見・早期対応・細やかな指導を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 「いじめ」の防止と再発防止

①毎日の祈りの中で心を見つめる

朝の祈りに始まる 1 日 5 回の祈りの中で心を静かにして神と対話する時間を設定する。朝のみことばとその解説に耳を傾けさせ、自分の考えや行いを振り返らせる。

②授業の充実

子どもにとって明るく充実した学校生活を実現するためには、一人ひとりの個性・能力に応じた興味深い分かる授業が行われることが極めて重要である。また、授業中のルール・基本的な学習習慣を身につけさせ、意欲的に学ぶ集団作りに取り組む。少人数制授業や専科制の授業など本校の特色

を活かし、子どもが授業中自分の能力を発揮し、満足感が得られるよう、研究授業・公開授業等を通して互いに能力を高めあい、学外の研修にも積極的に参加する。

③宗教・道徳の授業・学級指導の充実

宗教の授業で『聖書』や『みことばカレンダー』を使って学習する中で「あなたがたのうち、最も小さい者にしたのは私にしてくれたことなのである。」等のみことばから困っている人・傷ついている人には手を差し伸べることを学習する。また、月1回の道徳の授業では人として「いじめ」はしてはいけないこと、思いやり大切さを学ぶ。心の教育に取り組み、道徳的な話の読み聞かせをする。友達に対してどう接するべきかどのような言動を慎むべきかロールプレイやシミュレーションを取り入れ、考える機会を持つ。過去の出来事や教員自身の体験など、子どもたちに話す。子どもが自分の気持ちをきちんと伝えられる術を身につけるよう、エンカウンター等コミュニケーション能力を育てる取り組みを行う。

④学校行事の充実

運動会・合唱など、クラスが一丸となって行事に取り組むことでクラスのチームワークを高める。宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間作りを行う。季節ごとの宗教行事では行事の意味を分かりやすく説明し友達と心を合わせて神に祈る。

⑤学級づくり

何でも話し合える仲の良いクラス作りを目指す。友達が不当な行為や言動を受けていたら、黙って見ているのではなく、注意をしたり先生や親に伝えたりすることの大切さを教える。傍観者もまた加害者であるという認識を持たせる。

何かもめごとが起こったときは何が原因で起こったのか、どうしたらよかったのかなどについて話しあう機会を持つ。また、児童自身が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組むようにする。

学級会の時間にクラス全体で遊んだり、昼食時にグループで食事をしたりするなど、子ども同士でお互いにコミュニケーションが取れるように配慮する。

⑥縦割りの活動

清掃活動や登校班などで他学年と交流することで低学年に対する思いやりや高学年に対する尊敬の気持ちを育て、他学年との仲間意識を育てる。

⑦教員の研修

「事例研究」等の全教員による校内研修を充実させ、今の子どもたちの置かれている状況や「いじめ」の背景・要因等の理解を深め、指導力を向上する。また、専門家による講演や関係書籍の購読など、日頃から「いじめ」問題に関する情報を積極的に入手する。

(3) いじめの早期発見

「いじめ」は発見や指導が遅れると、それが長期化したり陰湿化したりして解決しにくいものになっていく。「いじめ」が深まっていくほど、指導も困難になる。早期に発見して早期に解決を図ることが何よりも大切である。

①いじめを見抜く

教師は日常の子どもとのふれあいの中で何でも話せる「あたたかい人間関係・心のパイプ」を通じさせ、信頼関係をつくり、いざというときに頼られる存在、頼りがいのある存在にならなければならない。「心のパイプ」は何かが起こってからつくっても遅すぎる。

教師とりわけ担任は、学級の子どもたちとのふれあいに努め、子どもたちの表情や態度の変化に目を向ける必要がある。しかし、担任の観察も限界がある。校内の「いじめ」を見逃さない教職員体制が必要である。特に保健室はいじめられている子どもの避難場所になることもある。教職員一人ひとりがあたたかい目で子どもたちを見守りながら、変化を敏感にキャッチするアンテナの役割を果たさなければ組織的な取り組みはできない。

②「いじめ」発見の手がかり

「いじめ」がある場合、いじめられている子どもや、「いじめ」がある学級にはそれを示す何らかの変化が現れる。教師はいじめを防ぐと共にいつもアンテナを張り巡らせて「いじめ」のサインを見逃さず、早期発見に努めたい。「いじめ」は「遊び」や「ふざけ」に偽装されていることが多く、サインを見逃さないためには発見しようとする意識が大切である。

(4) 「いじめ」や「いじめが疑われるおこない」に関する指導について

子どもの指導は、正確な事実確認が大切である。「いじめ」等に関する指導においてもいじめられている子どもの「不安に追い詰められた心理状況というその子どもの主観的事実」を尊重した児童理解と事実掌握の観点が非常に重要である。

①「いじめ」等を受けた子どもに対して

「いじめ」等を受けた子どもは「精神的苦痛」を味わっている。教師はこのような精神状態を理解し、「この先生はきっと、自分を救い出してくれるので、問題の何もかも、すべてをゆだねてしまっても大丈夫だ」という安心感を与えねばならない。

一応解決しても「いつまたいじめられるか心配だ。」という気持ちを子どもが持っていることが多い。また、いじめられた子どもの心の傷もすぐには癒されるものでもない。よりよい人間関係を築

いていけるように担任をはじめ全教職員が一丸となって継続的に見守っていくことが大切である。常に子どもに目を向け続け、必要であればいつでも援助できるというように精神的に支えていく。見守っていくことで子どもに精神的なくつろぎと安定がもたらされるようになり、子どもの好ましい変容につながっていく。

②「いじめ」等を行った子どもに対して

「いじめ」等をしている子どもについては、その子どもの生育歴や家庭環境・社会環境等も加味し「いじめ」等を起こした原因を多面的にとらえていくことが重要である。

「いじめ」は絶対に許されない行為であるという認識に立ち、「いじめ」等を受けた子どもが深刻な精神的苦痛を受けていることを理解させる。

「いじめ」等を行うに至った子ども自身の心情を共感的に理解し、共に考える中で、自分としてどう解決し、今後どのような心構えで生活すればよいのかを見出させ、さらに具体的にどう行動で表していくかを含めて、自分自身の生き方や努力すべきことをつかませること・自己肯定感を高めることが重要である。

(5) いじめの解消

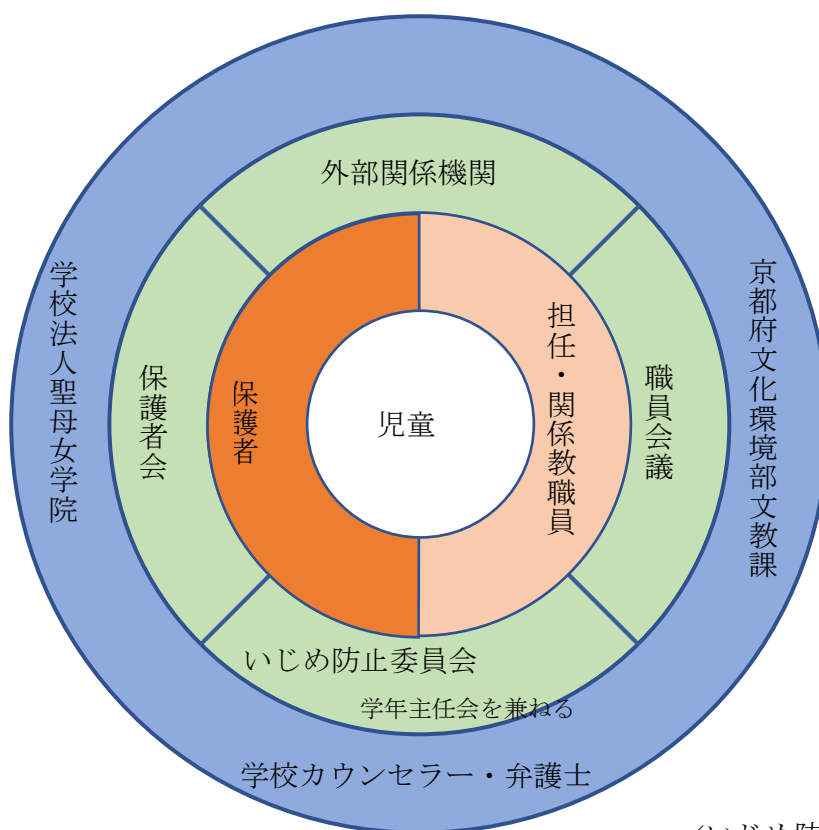
いじめが解消している状態かどうかについては、慎重に判断しその後も日常的に注意深く観察を行う。

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ③いじめが解消している状態に至った場合でも、再発する可能性が十分あることを踏まえ日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な指導を継続的に行う。

2, 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止委員会の設置

- 【委員会名】 京都聖母学院小学校いじめ防止委員会及びいじめ防止拡大委員会
- 【構成員】 校長・副校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・学年主任
*養護教諭*スクールカウンセラー*学校弁護士など(必要に応じて出席を要請)
- 【開催時期】 定例委員会は毎月1回開催。(緊急時は随時開催とする。)
- 【役割と取組内容】
1. 学校基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成
 2. いじめに関する児童アンケートや教職員研修の実施
 3. 保護者との連携および年間計画の策定とふりかえり等
 4. いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
 5. 各学年児童や保護者対応における情報共有や連携の確認
 6. 重大事態への対応
 7. 関係機関・専門機関との連携対応



〈いじめ防止委員会関連組織図〉

3. 学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめの未然防止

【心の教育】

祈りや瞑想を通して自分自身と向き合う時間を大切にする。

『自分がして欲しいと思うことを人にもしなさい』という言葉に倣い、自身を振り返ったり、相手を思いやったりすることの大切さを考える授業や体験活動を実施し、より良い生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育成する。

【授業の充実】

すべての児童に、わかる喜びと学ぶ楽しさが実感できる授業を実施する。

少人数や専科制により、一人ひとりの子ども理解や支援に繋がる学習環境を構築し、また、言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。

【体験活動】

『命の大切さ』や『奉仕の喜び』・『自己有用感』を実感できる協働学習体験を実施する。

宿泊を伴う学習や職業体験などを通して、人々と触れ合い、豊かな情操を育む。また、公共交通機関や宿泊先などを、社会のルールやマナー確認の場としても活用する。

【児童へのはたらきかけ】

縦割り活動による異学年交流を充実させ、集団の一員としての自覚と自己有用感を高める。

「いじめ」や「人権」に関する図書を充実させたり、標語やポスター等を作成したりして、コミュニケーション能力の向上と育成を目指す。また、ネットやSNSなどでいじめが起こらないための情報モラル教育を推進する。

【保護者へのはたらきかけ】

いじめ防止基本方針をホームページ上で公開し、学校の取り組みと姿勢を示す。

学校評価アンケートなどから見える子どもの姿を紹介したり、保護者の声を直接に聞いたりする機会を設定する。

(2) いじめの早期発見のための措置

【情報の集約と共有】

学級担任および授業担当者は、日常的に子ども理解に努める。

いじめに関わる情報については、些細なことでも教職員間で共有できるよう、いじめ防止委員会を通じて情報を共有する。また、緊急性の高い事案と判断した場合には、速やかに同委員会を母体にいじめ防止拡大委員会を編成・招集し、方針と対策を確認する等組織的に対応する。

【児童理解と意識づけ】

年2回程度の割合で、実態把握等の『アンケート』を実施する。

宗教や道徳の授業で自分を振り返ったり、学級活動等で友達の良いところを共有したりする機会を持つ。また、困った時の対処法や自分の気持ちを伝える手段や方法など、コミュニケーションの取り方についても、学級活動等で取り上げる。

月1回程度の割合で『生活振り返りシート』を実施する。

「友だちに優しい言葉をかけることができる」や「今、がんばっていること」を書く欄があり、自己肯定感を高めたり、教員が児童を認めたりするものとして扱う。「先生に相談したいことがある」という項目では、悩みだけでなく、些細なことでも話を聞く機会を設けることで、信頼関係を築くものになる。

【教育相談体制】

スクールカウンセラーによる巡回指導と面談を実施する。

担任および管理職からの要請に応じて、授業時間や休み時間の様子を観察する。フィードバックを受けたり、希望する保護者や担任は、個別で面談を受けたりすることが出来る。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは次に掲げる場合をいう。

① いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童の自殺の企図、身体・金品等に重大な被害を負ったり被ったりした場合、精神性の疾患を発症した場合）

② いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間（目安は30日）学校を欠席することを余儀

なくされている疑いがあると認めるとき、また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあった場合には、本校は重大事態が発生した疑いがあるものとして取り扱い調査を実施し適切な処置を行う。

(2) 重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、学校法人を通じて重大事態が発生した旨を京都府知事に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態発生を防止するため、京都府庁文化環境部文教課の指導及び支援を得つつ調査を行う。本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係（客観的かつ網羅的）を明確にする調査を行う。また、その調査は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5、その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認する。また、評価に際しては、目標の達成状況(活動実績)を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討する。

(2) 基本方針の公開

策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公開する。